

# 秋田県ふるさと納税のご案内

## 寄附金の使い道

皆さまからお預かりする大切な寄附金は以下のメニューのために大切に使用させていただきます。



©2015秋田県人だッチ



01  
使い道はおまかせします



02  
明日の秋田を担う人材を育てたい



03  
ふるさとの宝を次世代に継承したい



04  
高齢者も安心して暮らしてほしい



05  
活力ある秋田づくりを応援したい



06  
県立高校を応援したい



07  
動物愛護を支援したい



08  
あきたの医療と健康を守りたい



09  
人とクマの健全な共存を秋田から

## 返礼品の提供を始めました！

秋田県では、ふるさと納税の新たな返礼品の受付を開始しました。



このほか、秋田ノーザンハピネッツ選手とのシュート対決、トラベルクーポンなど



健診メニュー



## 所得税・住民税の控除が受けられます

- 秋田県または県内市町村への寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税の控除が受けられます。

### 制度の説明など詳しくはこちら

#### ■美の国あきたネット

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3132>



## 秋田県へのご寄附の申込みは、ふるさと納税サイトが便利です

**【申込方法】** 次の①～④からお選びいただけます。

#### ①ふるさと納税サイト

次のいずれかのウェブサイトから寄附の申込み手続きを行ってください。  
「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」

#### ②電子メール

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」から申込書をダウンロードし、ご記入の上、「Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp」に送信してください。

#### ③電子申請

次のURLまたは右のQRコードにアクセスし、「秋田県電子申請・届出サービス」から手続きを行ってください。



<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/furusatoakita/door>

#### ④その他

申込書のFAX送付（018-860-3870）、郵送、窓口への直接お申し込み。

## 返礼品として「ふるさと納税払い チョイスPay」もお選びいただけます

- 「ふるさと納税払い チョイスPay」とは、ふるさと納税の返礼品として、寄附額の30%のポイントが即時チャージされる電子決済アプリです。
- ポイントは、秋田県のチョイスPay加盟店にて、お買い物やお食事などのお支払いにご利用いただけます。

ご利用方法や秋田県の加盟店など、詳しくはこちらをご覧ください。



## 資料・申込書のご請求やお問い合わせ先はこちら

- 秋田県 あきた未来創造部 あきた未来戦略課 ふるさと納税担当  
電話 018-860-1232 FAX 018-860-3870  
E-mail Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp  
〒018-8570 秋田県秋田市山王4-1-1



県内市町村でもご寄附をお受けしております